

## 豊類公正競争規約作成連絡会 第26回 合同委員会 概要

日時：平成31年2月21日（月）13：00～15：30

場所：中央合同庁舎4号館 共用1202号会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会、全日本豊事業協同組合、全国豊材料卸商組合連  
合会、全国豊材商社会、全国豊産業振興会、全日本 ISO 豊振興協議会、  
全日本 JIS 豊床工業協同組合、全国い製品卸商業団体連合会  
オブザーバー 押出発泡ポリスチレン工業会、日本建築士会連合会  
消費者庁、農林水産省

会議に先立ち幹事会の報告を行った。要旨は下記の通り。

昨年10月の幹事会、合同委員会で「豊仕様書」の普及は決まったものの、現在のところ8団体で足並みが揃っていない。  
幹事会では「豊類公正競争規約作成連絡会」（以下・連絡会）を解散する方向性を確認した。9年前に始まった当時は豊表の偽装を失くして消費者を保護することが目的だった。しかし豊業界の近況は豊の需要促進が大きな課題となり、設立当時と背景が大きく変わってきている。連絡会を存続して公正競争規約を設定したとしても、次に「公正取引協議会」を設立しなければならない。しかし、会員の減少や豊需要の停滞で当初予算の1,000万円の拠出を、しかも永年に亘り確保するのは極めて困難であると判断した。加えて、景品表示法という法律の下で公正競争規約という業界自主ルールを定めるためには、連絡会の運営が正しく行われることが前提である。しかし幹事会を含め連絡会の運営能力の欠如により、運営方法に関する不備があった事も否めない。  
そこで連絡会を一旦解散し、豊仕様書だけは何とか普及させようということになった。

### ○発言概要

- ・幹事会報告を受けて藤井健司氏が、以下の項目について出席者の賛否を確認した。
  - ①9年間、活動を続けてきた「豊類公正競争規約作成連絡会」の継続。
  - ②連絡会を一旦解散する。その結果、出席者全員が挙手で②を選択したことから連絡会の解散を決定した。
- ・総会は年度の締めが3月31日になっているので4月以降の開催で検討したい。連絡会規約では6月末までに開催することとなっている。協議の結果5月20日～22日頃に開催する方向で進めて行くことを決定した。
- ・せっかく8団体が集まって議論できる場が作られたのだから、今後、この関係を継続して前向きに豊業界のために活動出来れば良いのではないかと。皆さま方のご意見をお聞きしたい。
- ・427人の連絡会会員には解散に至った経緯を正確に伝える必要がある。昨年の総会では大多数の会員が賛成（欠席会員は神邊会長に委任状を提出）しており、解散をどう伝えるかだ。そのためには解散理由の根拠をはっきりと示さないといけない。

- ・個人的な意見で恐縮だが、解散しても次に繋がるものを明記したい。
- ・農水省や消費者庁といった国の機関の協力を頂いて進めてきたのだから、規約は成立すると思っていた豊屋さんも少なくないと思う。それが解散となれば豊業界は何もまとまらないと判断されるのではないか。
- ・それは、受け取り方だと思う。解散の一番の理由は「公正取引協議会」を設立する時の予算確保ができないことだ。産地状況などを含めて連絡会の発足当時と現在の大きな状況変化を説明しなければならない。
- ・連絡会の構成団体も組合員の減少等で「公正取引協議会」を立ち上げる時、協議会を運営するだけの資金調達が現実的に難しくなっていることも事実だ。理解は得られると考える。
- ・数年前に試算した協議会の年間経費約1000万円（概算）は、現状ではとても集まらないし、協議会設立および運営ができないことが明らかになったことも付け加える。
- ・熊本産地のイ草農家も400戸を切ったことが幹事会で報告された。9年前から見ると農家戸数は半分になったから、一戸当たりの会費の負担金も大きくなる。それがネックとなって協力できない農家が増えても困る。
- ・いくら議論を交わしても原資となる資金がなければ、公正競争規約は実現できない。
- ・昨年10月の合同委員会で解散を決めた事を、そのまま伝えるだけではいけないのか。
- ・現在までの最終的な結論は凍結状態だ。
- ・9年前に連絡会を設立した当時は産地偽装が一番の問題だった。ところが近頃の流通量はさておき、産地偽装があるかどうかわからない状態。設立当時から見ると環境が大きく変わってきている。
- ・偽装問題よりも「豊の需要減少を如何にして歯止めを掛けるか」が問題となっている。ある程度、豊表の流通量が増えれば産地としては供給していこうという機運が高まる。
- ・豊が動かない、豊屋さんは仕事が減ったなど豊表を取り巻く状況が冷え切っている。この中で産地では農家の生産意欲が湧かない。当時14000軒位あった豊屋さんが今は7000軒前後。この中で全日豊の組合員が3000軒あるかどうか。さらに公正競争規約に賛同する豊店（連絡会会員）が400軒余。
- ・このような厳しい状況の中で今後公正競争規約を推し進めても無理がある。規約が成立すれば「公正取引協議会」の設立。この協議会の運営に、例えば年間の会費1万円～数万円として、現在の状況の中でこの会費を出せる余力が業界内にあるかどうか。
- ・公正競争規約を成立させる前に需要拡大促進対策の推進。藪草生産者を減らさないための方策を考えることが産地からの意見だ。
- ・公正競争規約を要望している人の中には、連絡会が解散すると大手グループがこれを立ち上げる懸念があると危惧している。解散ではなく一時凍結または無期延期としてほしいと話す人もいる。
- ・業界内の現況による公正競争規約設定の困難さはさておき、消費者保護という観点は忘れてはならないと思う。公正競争規約の設定を断念するにしても、豊仕様書という形で消費者に正しい情報を伝達し、消費者が正しい選択ができる豊業界にしていく事に反対する者はいないと考える。
- ・解散した後は個々の活動になるだろう。
- ・総会前に一度集まって、総会関係の書類について協議しなければならない。